

■ よくある質問（申請関係）

Q 1. 公社の入札参加資格の有効期限は令和6年度以降設けないとのことですが、登録されたあとは何もしなくてもよいのでしょうか？

A 1. 入札参加資格登録の有効期限は設けませんので、登録の更新手続は必要ありません。

ただし、入札参加資格要件である大阪府の入札参加資格登録などの更新は必要です。

公社の登録事項について変更があった場合は、公社ホームページの「入札等参加資格登録事項の変更手続」をご覧のうえ手続を行ってください。

公社への入札参加資格を要しなくなったときは、同じく「入札等参加資格登録事項の変更手続」をご覧のうえ登録の取り下げ手続をしてください。

なお、大阪府の入札参加停止・参加資格取消しは、公社でも適用します。その場合、公社からの連絡は行いません。

また、公社の登録業種が大阪府の入札参加資格登録でなくなり、他業種で入札参加資格を希望される場合は、業種変更申請を行ってください。

ただし、変更申請は1年度間に1回限りとし、当該年度中に入札に参加していない、指名を受けていないことなどの条件があります。

Q 2. 公社の入札参加資格登録の有無・内容はどこで確認できますか？

A 2. 公社のホームページで確認できます。

掲載場所は、ホームページの入札情報の電子入札、「入札等参加資格審査申請・名簿・……」の「入札参加資格者名簿」です。

※令和6年度以降、登録通知書は発行しませんので、名簿で確認してください。

なお、電子入札システムの利用者登録で、業者登録確認のエラーメッセージが出たときは、入力内容がシステムの登録内容と同一でない場合がありますので、名簿の「システム用番号」と「業者名」をコピーのうえ貼り付けてください。

（注）入札参加資格者名簿の更新は年2回（2月・7月の各下旬）の予定です。なお、閲覧時に変更届等の内容が反映していない場合があります。

Q 3. 入札参加資格審査申請は随時できますか？

A 3. 入札参加資格審査申請の受付は随時では行っておりません。

申請受付は年2回行う予定で、5月中旬～6月初旬と11月中旬～12月初旬に申請受付を行い、登録日は、各々、当年8月1日、翌年3月1日となります。

申請には大阪府の入札参加資格登録が必要ですので、「申請に必要な書類」を確認しご準備ください。

Q 4. 入札参加資格審査申請の申請書はどこからダウンロードできますか？

A 4. 公社ホームページからダウンロードできます。
ただし、ダウンロードできるのは申請受付期間のみで、その期間はその都度、申請受付案内に明記します。

Q 5. 申請書は手書きでもよろしいですか？

A 5. 手書きの申請書も受け付けますが、できる限り入力いただき、設定内容を変更せずに A 4 用紙に印刷してください。

Q 6. 申請書類の郵送は、郵便の種類指定はありますか？

A 6. 信書の取り扱いができる郵便で、必ず配達記録が残る方法で郵送してください。
郵便事情によるトラブル（郵送したが届かない等）については、公社は一切責任を負いません。

Q 7. 申請書類を持参したいのですが？

A 7. 申請書類の提出は郵送のみで、持参されても受け付けません。

Q 8. 「使用印鑑届」は、申請時に提出する必要はありますか？

A 8. 本店での登録申請の場合は、「使用印鑑届」は必要ありません。
契約書類、請求書類に実印を使用しない場合は、契約時に「使用印鑑届」の提出、「印鑑証明書」の提示をお願いします。

支店等で登録申請の場合は、支店等の代理人への委任状及び使用印鑑届を兼ねた「使用印鑑届兼委任状」を申請時に提出してください。

Q 9. 大阪府の入札参加資格者登録を公社の申請受付期限までにできない場合は、どうすればよいですか？

A 9. 公社が定める日までに大阪府の入札参加資格者名簿で登録が確認できる場合に限り申請できません。

Q 1 0. 本店所在地が営業上と登記上で異なる場合は、どちらの所在地で申請すればいいですか？

A 1 0. 申請する所在地は営業上の所在地で、建設業許可通知書等、営業に必要な登録証に記載の所在地となります。

本店所在地が営業上と登記上で異なる場合は、申請書に各々入力し、両所在地が併記された行政への届出書の写しを添付してください。

※両所在地が併記された届出書がない場合は、商業登記簿謄本（登記事項証明書）の写し（発行後3か月以内のもの）を添付してください。

Q 1 1. 押印誤り、印影が鮮明でないときはどうすればよいですか？

A 1 1. 申請書を再印刷して押印してください。

申請書をそのまま使用する場合は、押印部分を二重線で消し、その付近の白地部分に押印してください。